



平成29年10月2日

郵政民営化委員会 御中

## 「郵政民営化に関する意見募集」について

全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 大北 隆典



### 1. これまでの郵政民営化に対する評価

生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、公平・公正な競争条件が確保されない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

この主張は、長きに亘り国の信用力を背景に事業展開をはかってきたかんぽ生命に対する消費者の信頼感や安心感は根強いものがあり、いわゆる「暗黙の政府保証がある」との消費者の誤解が未だ払拭されていない中、政府が間接的に株式を保有し続けていることが、こうした消費者の誤解を助長している状況が続いているとの認識に基づくものです。

例えば、生保労連が認可すべきではないと訴えたにもかかわらず改定されたかんぽ生命の学資保険の販売シェアは、改定前（平成25年度）の31.6%から、翌平成26年度には65.8%と驚異的に進展し、平成27年度も57.1%と圧倒的なシェアを誇っています。この間、民間会社からも内容的に勝るとも劣らない新商品が発売される中で、かんぽ生命の大幅なシェア拡大がなされている実態は、一般消費者のかんぽ生命に対する絶大な信頼感、すなわち暗黙の政府保証があるとの誤解が存在することを物語る一つの証左となり得るものと考えます。

あわせて、生保労連では、平成25年10月より組合員を通じた問題事例収集活動を実施しておりますが、国の関与があることを理由にかんぽ生命を選択するお客さまは依然として多く、前述の学資保険販売についても、不公平な競争条件の下での募集活動を余儀なくされているとの組合員の声が多数寄せられています。

郵政民営化法では、政府関与（出資）について、「日本郵政が保有するかんぽ生命の株式は、その全てを処分することを目指し、できる限り早期に処分すること」とされる中で、平成27年11月に日本郵政グループ3社の株式上場がなされたものの、未だかんぽ生命株式の大半を政府が実質的に保有し、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も未だ示されていない現状にあります。郵政民営化スタート時において、平成29年9月30日迄に株式を完全売却することとされていた経緯等に照らしても、その歩みが遅いことは明白です。

この間、公平・公正な競争条件の確保がはかられていないにもかかわらず、業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げ等が行われた結果、生保労連が予め懸念していた通り、「民業圧迫」の状況にあるものと認識せざるを得ません。

## 2. 今後の郵政民営化への期待

公平・公正な競争条件が確保されない中で、かんぽ生命に業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げが認められることは、「民業圧迫」に繋がることが明らかであり、今後も公平・公正な競争条件が確保されないままに、なし崩し的に新規業務が認可されてしまうようなことがあれば、民間生命保険会社で働く者の雇用や生活に更に甚大な影響を与えることは必至です。

「1. これまでの郵政民営化に対する評価」でも述べました通り、現状は、公平・公正な競争条件の確保の観点から明らかに問題があります。かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向け、日本郵政によるかんぽ生命の株式の完全売却への道筋の早急な明示と、その着実な遂行を期待します。

また、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」等にもある通り、「民営化後のかんぽ生命に政府保証は存在しない旨の周知」についても、不断の努力を期待します。

あわせて、郵政民営化法では、新規業務の認可条件として「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮することとされており、その調査審議にあたる郵政民営化委員会の果たす役割・責任は重大であると認識しています。

「公平・公正な競争条件の確保」がなされないまま、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げが実施されないよう適切な判断をいただくとともに、新規業務の認可にあたっては、民間会社に与える影響を公正・中立な立場から慎重に確認・検証いただくことを要請します。

以 上